

青山学院校友会三重県支部規約の改正について

旧会則		項目	新規約	
第1条	本会は「青山学院校友会三重県支部」を正式名称とし、略称として「三重青山会」と称する。	名称	第1条	本会は「青山学院校友会三重県支部」を正式名称とし、略称として「三重青山会」と称する。
第2条	本会は母校、青山学院の発展に資するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。	目的	第2条	本会は母校、青山学院の発展に資するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。
第3条	本会は青山学院校友会で三重県に在住する者、及び出身者をもって構成する。	会員	第3条	本会は青山学院校友会で三重県に在住する者、及び出身者をもって構成する。
第4条	本会は第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。 1 母校、青山学院の情報提供 2 母校、青山学院への支援、助力活動 3 会報の発行 4 会員名簿の発行 5 親睦会の開催 6 その他	活動	第4条	本会は第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。 1 母校、青山学院の情報提供 2 母校、青山学院への支援、助力活動 3 会報の発行 4 親睦会の開催 5 その他
		会議	第5条	本会に次の会議を置く。 1 総会 2 役員会
		総会	第6条	総会は毎年6月に開催する。又、支部長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。
		総会の決議事項	第7条	総会の決議事項は次のとおり。 1 事業計画及び予算計画 2 事業報告及び決算報告 3 任期満了による役員改選 4 規約改正 5 その他重要事項
第5条	1 支部長 1名（本会を代表し、本会の運営を統括する） 2 副支部長 若干名（支部長を補佐する） 3 事務局 1名（本会の運営事務を司る） 4 幹事 数名（本会の円滑な運営に協力する） 5 会計監事 若干名	役員		

旧会則		項目	新規約	
		役員及び 役員会	第8条	<p>1 本会は運営のために7名～15名の範囲で下記の役員を置く。</p> <p>①支部長 1名（本会を代表し、本会の運営を統括する）</p> <p>②副支部長 若干名（支部長を補佐する）</p> <p>③事務局 1～2名（本会の運営事務を司る）</p> <p>④幹事 数名（本会の円滑な運営に協力する）</p> <p>⑤会計監事 1～2名</p> <p>2 支部長は役員の間選によって決定する。</p> <p>3 役員の間は2年とする。又、再任を妨げないものとする。</p> <p>4 副支部長、事務局、幹事、会計監事は支部長が移植する。</p> <p>5 役員は必要に応じて支部長が招集する。</p>
第6条	<p>本会の活動経費は次の諸収入で賄われる。</p> <p>1 年会費（3,000円）</p> <p>2 寄付金</p> <p>3 その他</p>	会計	第9条	<p>本会の活動経費は次の諸収入で賄う。</p> <p>1 年会費（3,000円）</p> <p>2 寄付金</p> <p>3 その他</p>
第7条	<p>本会則の改正は、幹事会にて改正案を作成し、会員にはかるものとする。</p>	会則の改正		